

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和元年5月31日

東京都作業部会確認 令和元年6月5日

(契約目途額変更に伴う再確認年月日 令和元年10月9日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年10月14日)

事業名 競技会場における飲食提供業務委託（オリンピックスタジアム外21会場）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、競技会場における選手、選手団等への飲食提供に係る委託業務。よって、大会に必要な経費として、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和元年9月27日追記)</p> <p>契約目途額の増額変更にあたり、増額部分は平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>(令和2年8月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年9月29日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<p>本事業は、競技会場内での飲食提供業務を委託する事業であり、大会の成功には必須である。</p> <p>(令和元年9月27日追記)</p> <p>入札の不調を受け、各ステークホルダーのニーズを満たすサービスレベルの実現、持続可能性及びセキュリティの確保等に必要となる費用について再検討した結果、契約目途額の増額変更が必要となった。</p> <p>(令和2年8月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、大会延期を受け委託済みの業務についてサンクコストを清算するものである。</p> <p>(令和2年9月29日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、大会延期を受け委託済みの業務を一時中断するための業務及び大会に向け必要な準備を行うための業務委託であり、現時点で手続きを進める必要がある。</p>	
	<p>効 率 性</p>	<p>本事業は、類似性のある会場毎にグルーピングし発注することで受託事業者数をできる限り抑えており、受託事業者それぞれで対応が必要となるセキュリティ要件、調達コードの遵守などオリンピック特有の要件に係る経費を最小限に抑えられるよう配慮している。</p> <p>(令和2年8月25日 契約変更に伴う追記)</p> <p>また、サンクコストを不課税取引として整理し、追加経費を削減している。</p> <p>(令和2年9月29日 契約変更に伴う追記)</p> <p>追加費用については、追加の範囲、期間等を確認し、効率性が図られていることを確認した。</p>	

	<p>納 得 性</p>	<p>本事業は、V3 予算の範囲内であるとともに、複数者の見積もりを徴取し、比較検討の上、発注額を計上している。</p> <p>さらに、一般競争入札「総合評価方式」により、請負事業者を決定するため、一般的な市場価格からしても適正である。</p> <p>(令和元年 9 月 27 日 追記)</p> <p>事業の遂行を確実に担保する観点から、グループ 2~4 について更にグルーピングし、一括で「特命随意契約」とした。</p> <p>(令和 2 年 8 月 25 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更では、サンクコストの内容、必要性、支払い根拠等について精査しており、経費の削減に努めている。</p> <p>(令和 2 年 9 月 29 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>今回の契約変更では、延期対応にかかる業務が必要かつ最低限になるよう精査し、追加費用が極小化するための交渉を重ねており、経費の削減に努めている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本事業は、競技会場の運営の一環として無償で提供する食事費用を計上しており、大会運営に必要な業務であることから、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和元年 9 月 27 日 追記)</p> <p>なお、今回の増額変更を行っても V3 予算額に収まっているが、今後の発注案件についても精査を徹底し、確実に V3 予算内に収める。</p> <p>(令和 2 年 8 月 25 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和 2 年 9 月 29 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図</p>		

	る。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。